

平成 28 年 2 月 10 日

平成 28 年度診療報酬改正に関する要望書

厚生労働省保健局医療課
課長 宮寄 雅則 殿

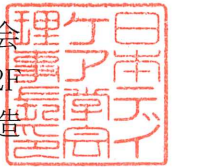
公益社団法人 日本精神神経科診療所協会
東京都渋谷区代々木 1-38-2 ミヤタビル 7F
会 長 渡辺 洋一郎



公益社団法人 全国精神保健福祉会
東京都豊島区東池袋 1-46-13 ホリゲビル 602
理事長 本條 義和



日本デイケア学会
東京都文京区本郷 2-17-13 広和ビデンス 2F
理事長 原 敬造



【要望の趣旨】

重度精神障害者の地域生活を支援するため、精神科医療の関与は欠かすことができません。

今回の診療報酬改正におきましても、重度精神障害者の地域医療を支援するために必要な精神科医療が提供できるよう下記の要望をいたします。

【要望項目】

要望 1：患者の意向に沿った適切なケースマネジメントの推進

- ・精神科デイ・ケアの算定において週 3 日を超えて算定できる場合として

「② 精神保健福祉士が聴取した患者の意向に沿った診療計画に基づいて実施されること」という要件が求められています。

しかし、精神保健福祉士以外であっても、作業療法士、看護師で経験のある者であれば患者の意向に沿ったケースマネジメントが可能です。

- ・報酬改定による地域医療への影響

当協会の調査におきまして、精神保健福祉士が雇用されていない診療所が地方を中心にして 15 カ所存在し、その中でも茅ヶ崎、直方、豊見城、筑紫野などの 5 診療所では精神保健福祉士との連携も不可能であることが判明しております。算定要件が精神保健福祉士に限定されますと、これらの地域においては、平日にデイ・ケアへ通所することで何とか安定を得られている重症患者の外来加療が困難になり、病状の増悪、再燃をきたす恐れがあり、地

域医療への影響が危惧されます。

- ・したがって、精神科デイ・ケアの算定において週3日を超えて算定できる場合の要件②を、「精神保健福祉士、作業療法士および看護師」に見直していただくようお願いいたします。

要望2：自立した生活への移行の促進

- ・精神科デイ・ケアの算定において週3日を超えて算定できる場合として「③全利用者に占める週4日以上の利用者の割合」があがっております。

この要件の導入については、長期に漫然とデイ・ケアを実施していることの是正という意味合いがあるように思われますが、日常生活では、学校や職場は週5日活動しております。したがって、週5日きちんと活動できるようになれるような個別の支援計画に基づいた支援が推奨されるべきと考えております。

もしこの要件をクリアできないことで、1年以上のデイ・ケア利用者が、週3日に制限されることになると、本来の意味での社会参加がかえって阻害されることになりかねないと危惧いたします。また、1年以上の利用者で現在週4日以上利用している利用者の引きこもりを助長してしまうことにもなりかねません。せっかく社会へと向いた気持ちを萎えさせることにもなり、ご本人はもとよりご家族の落胆も大きいものになってしまいます。

- ・したがって、この要件③の削除をお願いいたします。

要望3：重度精神障害者に対する精神科地域医療の充実

- ・GAF40以下の重度精神障害者におきましては、参考資料1の厚労科研におきましても「入院レベルの患者を診療所デイ・ケアで支えている」と表現されており、これらの患者におきましては、就労支援などの福祉サービスへの移行は困難で、入院予防のためできる限り頻回のデイ・ケア通所が必要と考えられます。
- ・GAF40以下の患者がいかに重症であるかは、診療報酬の算定においても、入院治療における重症加算の対象であり、また、精神科重症患者早期集中支援管理料の算定条件の一つになっていることから明らかなと思われます。
- ・当協会におけるアンケート調査（参考資料2）では、デイ・ケアに通所している患者4626名のうち2045名（44%）がGAF40以下の重度精神障害者です。このうち342名は、3年以上デイ・ケアを利用し、現在もなお週4日以上通所している長期入院歴のない重度精神障害者です。この342名の重度精神障害者は、週4日以上デイ・ケアによって、入院することなく地域生活を支えることができています。
- ・当事者のご家族からも、生活のリズムづくり、引きこもり生活への後戻りを防ぐためにも、少なくとも平日においては毎日の通所が強く求められているところです。
- ・したがって、診療報酬上の要件である、「デイ・ケア等を最初に算定し

た日から3年を超える期間に行われる場合であって、週3日を超えて算定する場合には、長期入院歴を有する患者を除き、週4日目以降、所定点数の〇分の〇に相当する点数により算定する。」という項目において、長期入院歴を有する患者のみならず、「GAF40以下の患者」も除外対象としていただくようお願いいたします。

要望4：重度精神障害者の在宅医療の推進

- ・「複数の実施主体による訪問看護の組合せの整理」として、「保険医療機関と特別の関係にある訪問看護ステーション又は訪問看護指示書の交付関係にある訪問看護ステーション以外であっても、訪問看護ステーションにおいて訪問看護療養費を算定した月については、末期の悪性腫瘍や神経難病等の利用者等の場合を除いて在宅患者訪問看護・指導料及び精神科訪問看護・指導料を算定できないこととする。」とされています。
- ・重度精神障害者在宅医療におきましては、身体的ケアと精神科的ケアの両方が必要となることが少なくありません。また、さまざまな場面において、看護師と精神保健福祉士と役割分担しての関わりが必要となります。
- ・現在、自宅から出ることが困難な重度精神障害者におきましては、身体的ケアを訪問看護ステーションに依頼し、一方、精神的なケアに関しましては、精神科医療機関における精神保健福祉士による訪問看護指導を利用している患者が少なくありません。
- ・したがって、重度精神障害者の在宅医療におきましては、訪問看護ステーションにおける訪問看護が行われた月につきましても、精神科医療機関における精神保健福祉士による訪問看護指導の算定をできるようにお願いいたします。

【参考資料】

1. 厚労科研 新たな精神病床算定式に基づく、早期退院と社会復帰促進のための精神保健福祉システムに関する研究 総括研究報告書（主任研究者竹島 正）Ⅲ新たな算定式にもとづく精神医療の臨床的評価に関する研究（分担研究者 井上新平）
 2. デイ・ケアの役割と退院、社会復帰の促進
「診療所デイ・ケアの利用状況は約37%が病状は安定している在籍者であった。他の在籍者はGAFに換算して50以下、うち15名（62.5%）がGAF40以下という数値が示され、本来なら適切な入院医療を要する対象者であると考えられた。」
2. 日精診デイケア実施診療所に対するアンケート調査（2016年2月）

■ 日精診デイケア実施診療所に対するアンケート調査

回答件数123診療所中 有効回答件数79件

1 週4日以上通所者を基本とした分析

	デイケア通所期間			
	1年未満	1～3年	3年以上	
小計	1052	1061	2513	4626
週4日以上通所者	295	279	742	1316
うちGAF40以下	111	150	478	739
うち入院1年未満	92	116	342	550
入院1年以上	19	34	136	189

- ・デイケア通所患者4626名中 3年以上通所している患者が2513名(54.3%)
- ・3年以上通所している2513名中週4日以上通所している患者が742名(30.0%)
- ・3年以上、週4日以上通所している742名中GAF40以下の者が478名(64.4%)
- ・3年以上、週4日以上通所しGAF40以下の者478名中入院1年未満の者342名(72.5%)
- ・上記342名は全通所者4626名中7.4%にあたる。

2 GAF40以下を基本とした分析

	デイケア通所期間			計
	1年未満	1～3年	3年以上	
小計	1052	1061	2513	4626
GAF40以下	387	405	1253	2045
うち週4日以上通所者	111	150	478	739
うち入院1年未満	92	116	342	550
入院1年以上	19	34	136	189

- ・デイケア通所患者4626名中 3年以上通所している患者が2513名(54.3%)
- ・3年以上通所している2513名中GAF40以下の患者が1253名(%)
- ・3年以上通所、GAF40以下の患者1253名中、週4日以上通所者が478名(%)
- ・3年以上通所、GAF40以下、週4日以上通所者478名中、入院1年未満の者342名(72.5%)
- ・上記342名は全通所者4626名中7.4%にあたる。

3 3年以上通所患者2513名においてデイケア通所頻度と入院期間との関係

		デイケア通所頻度				合計	
		週3日以下		週4日以上			
入院期間1年未満	GAF40以下	602	24%	342	14%	944	38%
	GAF40超	811	32%	198	8%	1009	40%
入院期間1年以上	GAF40以下	173	7%	136	5%	309	12%
	GAF40超	185	7%	66	3%	251	10%
合計		1771	70%	742	30%	2513	100%

- ・通所期間3年以上のもの2513名のうち週4日以上通所しているものが742名ある
- ・通所期間3年以上、週4日以上通所742名のうち入院期間1年未満のものが540名ある
- ・上記540名が今回改定における減算対象となる
- ・減算対象540名中342名はGAF40以下と重症の患者である。